### 専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例(平成29年みやき町条例第15号)第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告する。

令和4年 6月 7日提出

みやき町長 岡 毅



専決処分第5号

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

延滞金の額の決定について

令和4年5月12日

みやき町長 岡



### 延滞金の額の決定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、 法律上町の義務に属する損害賠償に関し、次のとおり延滞金の額を決定するも のとする。

# 1 相手方 佐賀県知事 山口祥義

#### 2 事案の概要

令和2年度佐賀県障害者自立支援医療(育成医療)費県費負担金返還金について、職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した際に、事務の情報共有が不十分であったことにより納期限を過ぎ、返還金納付までの10日間につき延滞金が発生したものである。

## 3 延滞金の額

返還金の納期日の翌日である令和4年4月16日から、納付の日である令和4年4月25日までの10日間について、その返還金の額14,173円につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第2項の規定により年10.95%の割合で計算した延滞金42円を納付する。